

石川県公報

平成 30 年 2 月 2 日
第 13076 号 (金曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示	
○一般競争入札の落札者等 (医療対策課)	1
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	2
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	2
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	2
○県道の区域の変更 (道路整備課)	3
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	3
○石川県収納代理金融機関の指定の一部改正 (同)	3
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	3
○第46期石川県労働委員会労働者委員の補欠委員候補者の推薦公告 (労働企画課)	4
○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	5
監 査 委 員	
○定期監査結果公表	5
○財政的援助団体等監査結果公表	6
○定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	6
人 事 委 員 会	
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	7

告 示

石川県告示第34号

W T O (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成30年 2 月 2 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
SPDハードシステム 一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課用度係
金沢市鞍月東 2 丁目 1 番地
- 落札者を決定した日
平成29年11月24日
- 落札者の名称及び所在地
富木医療器株式会社
金沢市問屋町 2 丁目46番地
- 落札金額
86,832,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成29年10月24日

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
内視鏡システム 一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

石川県立中央病院管理局用度課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地

- 落札者を決定した日
平成29年11月24日
- 落札者の名称及び所在地
富木医療器株式会社
金沢市問屋町2丁目46番地
- 落札金額
71,960,400円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成29年10月24日

石川県告示第35号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成30年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
石 川 県 立 中 央 病 院	金沢市鞍月東2丁目1番地	平成30年1月17日	平成33年1月16日

石川県告示第36号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成30年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	おっとり姉さん 恥骨で誘う	オ ー ピ ー 映 画
〃	あいつの母親 淫靡な乳房	新 日 本 映 像
〃	勃ちっぱなしエブリデイ	オ ー ピ ー 映 画
〃	煩惱チン貸住宅 淫らな我が家	〃
〃	独身熟女 悶え狂った体験	新 東 宝 映 画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成30年2月2日

石川県告示第37号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成30年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2018年3月号 (04333-03)	(株) ジ ー ノ ッ ト
〃	NaiNaiプレス北陸 2018年3月号 (06805-03)	電 王 堂 出 版 (株)

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成30年2月2日

石川県告示第38号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年2月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成30年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
高 松 内 灘 線	かほく市高松ヒ206番1地先から	旧	17.89 ~ 54.63	263.4
	かほく市高松ヒ106番乙地先まで	新	17.05 ~ 33.87	263.4

石川県告示第39号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、平成30年3月5日から施行する。

平成30年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行福井支店の項の次に次のように加える。

丹	株式会社北国銀行丹南支店	福井県福井市中央3丁目	
---	--------------	-------------	--

石川県告示第40号

石川県収納代理金融機関の指定(昭和39年石川県告示第405号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1の表株式会社三菱東京UFJ銀行の項中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改める。

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申

請があった。

平成30年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成30年1月19日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 紫外線から眼を守るE y e s A r c

3 代表者の氏名

佐々木 洋

4 主たる事務所の所在地

河北郡内灘町大学1丁目1番地

5 定款に記載された目的

この法人は、紫外線に対して、眼への影響を広く注意喚起・研究・開発支援する事業を行い、紫外線による眼への疾患低減に寄与することを目的とする。

第46期石川県労働委員会労働者委員の補欠委員候補者の推薦公告

石川県労働委員会の労働者委員に1名の欠員が生じるので、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、労働組合に対して次の要領によって補欠委員候補者の推薦を求める。

平成30年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 推薦団体の資格

石川県内のみ組織を有し、かつ、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。

2 被推薦者の資格

禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

3 推薦期間

平成30年2月2日(金)から同月14日(水)まで

4 推薦手続

労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次に掲げる書類を石川県商工労働部労働企画課に提出すること。

なお、(3)の証明書の交付を受けるためには、日時を要するので留意すること。

(1) 推薦書(別記様式による) 1部

(2) 被推薦者の履歴書 1部

(3) 推薦に係る労働組合が、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働組合法施行令第21条第3項に規定する石川県労働委員会の証明書 1部

5 委員候補者として推薦する者の数

1組合につき1人までとする。

6 その他

詳細についての問合せは、石川県商工労働部労働企画課(金沢市鞍月1丁目1番地 電話076-225-1533)へすること。

(別記様式)

平成 年 月 日

石 川 県 知 事 様

事務所所在地

団 体 名

代表者職氏名

㊟

石川県労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、石川県労働委員会委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	所属会社名及び地位	所属団体名及び地位	備 考

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字庄口33番6、34番5、36番3、36番4及び水路の無籍地の一部	幅員 6.00m 延長 54.35m	金沢市金石北四丁目4番2号 株式会社ナガタニ宅建	平成30年1月15日

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成29年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年2月2日

石川県監査委員 米 田 昭 夫
同 石 坂 修 一
同 浜 田 孝 代
同 岡 部 朋 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
金沢中央高等学校	平成30年1月12日	平成29年10月末現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
こころの健康センター	〃	〃	〃
金沢向陽高等学校	平成30年1月15日	〃	〃
金沢商業高等学校	〃	〃	〃
自治研修センター	〃	平成29年9月末現在	〃
金沢産業技術専門校	〃	平成29年10月末現在	〃
金沢辰巳丘高等学校	平成30年1月23日	平成29年9月末現在	〃
保育専門学園	〃	平成29年10月末現在	〃
盲学校	平成30年1月24日	〃	〃
能楽堂	〃	〃	〃
金沢教育事務所	〃	〃	〃
いしかわ特別支援学校	〃	〃	〃
医王特別支援学校	〃	〃	〃
消防学校	〃	平成29年9月末現在	〃
児童生活指導センター	〃	平成29年10月末現在	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成28年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年2月2日

石川県監査委員 米 田 昭 夫
同 石 坂 修 一
同 浜 田 孝
同 岡 部 朋 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
公益財団法人石川県デザインセンター	平成30年1月24日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成30年2月2日

石川県監査委員 米 田 昭 夫
同 石 坂 修 一
同 浜 田 孝
同 岡 部 朋 代

(別 紙)

石 公 委 第 107 号
平成29年12月21日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

平成29年12月1日付け石監査第415号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
<p>公用車の交通事故が2件発生しています。</p> <p>交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。</p>	大聖寺警察署	<p>職員の交通事故防止対策として、署長、副署長、警務及び交通課長が全職員を対象に、安全呼称の徹底を指示するなど、緊急指導教養を実施するとともに、若手職員を中心に安全運転指導員同乗の実車を用いた安全運転指導や、ドライブレコーダーを活用した自動車運転徳性評価を実施するなど、安全運転の基本の再徹底と交通事故防止意識の高揚を図りました。</p> <p>また、交通事故を起こした職員に対しては、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する意識付けを行いました。</p> <p>今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、交通事故の未然防止に努めます。</p>

<p>公用車の交通事故が発生しています。</p> <p>交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。</p>	<p>七尾警察署</p>	<p>職員の交通事故防止対策として、全職員に対し、同乗者による安全確認の励行や具体的な運転方法に関する研修会を行ったほか、朝礼や各種打合せなど、あらゆる機会を捉えて、交通事故防止対策の指導・教養を実施し、交通事故防止の徹底を図りました。</p> <p>また、交通事故を起こした職員に対し、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する更なる意識付けを行いました。</p> <p>今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、交通事故の未然防止に努めます。</p>
---	--------------	---

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月二日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第一号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第十六を次のように改める。

別表第十六（第五十七条の五関係）

特 地 等 公 署 表

名 称	所 在 地	級 別	等 区 分
犀川ダム管理事務所	金 沢 市	準	特 地
白山自然保護センター白峰駐在地	白 山 市	一	級 地
森林管理課中宮駐在所	白 山 市	一	級 地
白山ろく民俗資料館	白 山 市	一	級 地
輪島警察署舳倉島駐在所	輪 島 市	三	級 地
珠洲警察署折戸駐在所	珠 洲 市	二	級 地
珠洲警察署大谷駐在所	珠 洲 市	準	特 地
白山警察署白峰駐在所	白 山 市	二	級 地
羽咋警察署鹿頭駐在所	志 賀 町	二	級 地
羽咋警察署今田駐在所	志 賀 町	準	特 地

備考 この表に掲げる公署のうち、白山自然保護センター白峰駐在地については、冬期（毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間）は、級別区分が二級地である公署として同表に掲げられているものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（特地公署とされていた公署に勤務する職員の特地勤務手当の月額等に関する経過措置）

2 この規則による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（以下「改正後の規則」という。）第五十七条の五に定めるもののほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十号。以下「給与条例」という。）第十一条の二第二項に規定する特地公署（以下「特地公署」という。）とされていた公署のうち次に掲げる公署は、平成三十三年三月三十一日までの間、特地公署とする。

犀川ダム管理事務所、大日川ダム管理事務所、白山自然保護センター、白山ろく少年自然の家、鹿島少年自然の家、輪島警察署大沢駐在所、輪島警察署皆月駐在所、白山警察署尾口駐在所

- 3 前項の規定に基づき特地公署とされた公署に勤務する職員の給与条例第十一条の二第一項及び第二項の規定による特地勤務手当の月額、改正後の規則第五十七条の六及び第五十七条の六の二の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に勤務している職員にあつては特地勤務手当経過措置基礎額にこの規則による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（以下「改正前の規則」という。）による当該公署の級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成三十一年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。
- 4 前項の特地勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第五十七条の六第二項各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額（以下「勤務することとなった日等に係る基礎額」という。）と施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額（以下「施行日の前日に係る基礎額」という。）を合算した額（その額が勤務することとなった日等に係る基礎額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額（以下「特地勤務手当経過措置特例基礎額」という。）を超えることとなる期間については、当該特地勤務手当経過措置特例基礎額）とする。
- 5 改正後の規則第五十七条の六第三項各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、勤務することとなった日等に係る基礎額は、当該各号の規定により読み替えられた同条第二項の規定の例による勤務することとなった日等に係る基礎額とする。
- 6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員若しくは育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）又は改正後の規則第五十七条の六第一項各号に定める日若しくは施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたものに係る前二項の規定による特地勤務手当経過措置基礎額の算定については、次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。
 - 一 勤務することとなった日等に係る基礎額に係る給料の月額 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、改正後の規則第五十七条の六第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に係る給料の月額を同日における石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十八号）第二条第二項第一号又は石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十九号）第三条第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）で除して得た額
 - ロ 育児短時間勤務職員等であつて、改正後の規則第五十七条の六第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの その日に係る給料の月額に算出率を乗じて得た額
 - ハ 育児短時間勤務職員等であつて、改正後の規則第五十七条の六第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に係る給料の月額を同日における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額
 - 二 施行日の前日に係る基礎額に係る給料の月額 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に受けていた給料の月額を同日における算出率で除して得た額
 - ロ 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの その日に受けていた給料の月額に算出率を乗じて得た額
 - ハ 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に受けていた給料の月額を同日における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額
- 7 附則第二項の規定に基づき特地公署とされた公署に在勤する職員の給与条例第十一条の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準する手当の月額は、改正後の規則第五十七条の八第二項から第四項まで、第五十七条の八の二及び第五十七条の九第三項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあつては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該公署に在勤している職員

以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

一 施行日において給与条例第十一条の三第一項に規定する準特地公署（以下「準特地公署」という。）に該当することとなった公署以外の公署に在勤する職員 準ずる手当経過措置基礎額に百分の五（改正後の規則第五十七条の八第二項又は第五十七条の九第三項に規定する日（以下「異動の日等」という。）から起算して四年に達した日後から五年に達する日までの間については百分の四、異動の日等から起算して五年に達した日後については百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成三十一年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

二 施行日において準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員 当該公署を準特地公署とみなした場合における改正後の規則第五十七条の八第二項から第四項まで、第五十七条の八の二又は第五十七条の九第三項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に百分の一（異動の日等から起算して四年に達した職員にあつては、零）を乗じて得た額に、施行日から平成三十一年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額（その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

8 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、異動の日等に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額（以下「準ずる手当経過措置特例基礎額」という。）を超えることとなる期間については、当該準ずる手当経過措置特例基礎額）とする。

9 育児短時間勤務職員等又は異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたものに係る前項の規定による準ずる手当経過措置基礎額の算定については、異動の日等に係る給料の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 異動の日等に係る給料の月額を異動の日等における算出率で除して得た額

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 異動の日等に係る給料の月額に算出率を乗じて得た額

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 異動の日等に係る給料の月額を異動の日等における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額

（級別区分が下位となった特地公署に勤務する職員の特地勤務手当の月額等に関する経過措置）

10 施行日における改正後の規則による級別区分が改正前の規則による級別区分より下位となった期間を有する公署に勤務する職員の給与条例第十一条の二第一項及び第二項の規定による特地勤務手当の月額は、改正後の規則第五十七条の六及び第五十七条の六の二の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間（その期間内に当該下位となった期間を有する公署が施行日における改正後の規則による級別区分と異なる級別区分となった場合又は特地公署に該当しないこととなった場合にあつては、その級別区分が異なり、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、施行日の前日から引き続き当該下位となった期間を有する公署に勤務している職員にあつては改正後の規則第五十七条の六又は第五十七条の六の二の規定による特地勤務手当の月額に、附則第四項から第六項までの規定による特地勤務手当経過措置基礎額に当該下位となった期間を有する公署の下位となった期間における改正前の規則による級別区分に係る支給割合から改正後の規則による級別区分に係る支給割合を減じた割合を乗じて得た額に、施行日から平成三十一年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額（その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

11 施行日における改正後の規則による級別区分が改正前の規則による級別区分より下位となった期間を有する公署のうち、改正後の規則による級別区分が二級地又は一級地となる期間を有する公署であつて、改正前の規則による級別区分が四級地又は三級地の公署に在勤する職員の給与条例第十一条の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第五十七条の八第二項から第四項まで、第五十七条の八の二及び第五十七条の九第三項の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間（その期間内にその在勤する公署が施行日における改正後の規則による級別区分と異なる級別区分となった場合又は特地公署に該当しないこととなつ

た場合にあつては、その級別区分が異なり、又は該当しないこととなつた日の前日までの間)、施行日の前日から引き続きその在勤する公署に在勤している職員にあつては改正後の規則第五十七条の八第二項から第四項まで、第五十七条の八の二又は第五十七条の九第三項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、附則第八項及び第九項の規定による準ずる手当経過措置基礎額に百分の一(異動の日等から起算して四年に達した職員にあつては、零)を乗じて得た額に、施行日から平成三十一年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、その額が給与条例第十一条の三第一項に規定する給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の六を超えない範囲内の月額に相当しないこととなる職員として人事委員会が定める職員にあつては、人事委員会が定める額とする。)、施行日の前日から引き続きその在勤する公署に在勤している職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

(準特地公署とされていた公署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額等に関する経過措置)

- 12 改正後の規則第五十七条の五に定めるもののほか、施行日の前日において準特地公署とされていた公署のうち次に掲げる公署は、平成三十三年三月三十一日までの間、準特地公署とする。

赤瀬ダム管理事務所、農林総合研究センター能登駐在地、珠洲警察署当目駐在所

- 13 前項の規定に基づき準特地公署とされた公署に在勤する職員の給与条例第十一条の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第五十七条の八第二項から第四項まで、第五十七条の八の二又は第五十七条の九第三項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあつては附則第八項及び第九項の規定による準ずる手当経過措置基礎額に百分の四(異動の日等から起算して五年に達した日後については、百分の二)を乗じて得た額に、施行日から平成三十一年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。